

新潟水俣病の概要

1 新潟水俣病とは

- 昭和電工鹿瀬工場の排水中に含まれたメチル水銀と河川に排出された無機水銀が微生物の働きによって有機化された有機水銀により汚染された魚を、阿賀野川で漁獲し、日常的に、かつ多食したことで引き起こされた食中毒（メチル水銀中毒）である。
- 水俣病（メチル水銀中毒）は、次のような特色を有する。
 - ・ 環境汚染を媒介とした、食物連鎖による中毒である。
 - ・ 発生当初は、狂騒状態、意識障害を示し死に至る場合（急性劇症型）がみられた。中毒の主要な症状としては、感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害をきたす他、平衡機能障害、歩行障害、眼球運動異常、構音障害、筋力低下、振戦、味覚障害、嗅覚障害、精神症状などをきたす例もある。
 - ・ 正しい実態は、メチル水銀に起因する健康障害を抱えているのではないかと考える個別の住民に対し、実際にメチル水銀曝露があったかどうかを丁寧に確認し、水俣病の症状は加齢や水俣病以外の様々な疾患に起因して生ずる可能性を含めその健康障害について適切な医学的診断を積み重ねることにより把握可能である。
- 新潟水俣病の特性、地域特性としては、次の点がある。
 - ・ 阿賀野川流域地域または周辺に居住する住民で、水銀に汚染された阿賀野川の魚介類（ウグイ属魚類、ニゴイ等）をほぼ日常的に多食した住民が、メチル水銀に曝露された。り患された人の中には、家族ぐるみの場合もあり、また、老若男女の別なく、1例については胎児にまで水俣病が確認されている。
 - ・ 新潟水俣病は、1956（昭和 31）年に熊本県で水俣病が公式に保健所に報告されてから、9年後に発生した第2の水俣病である。
 - ・ 1967（昭和 42）年6月、3家族 13人が昭和電工を被告とする損害賠償請求を新潟地裁に提訴した。この提訴は、いわゆる4大公害裁判のさきがけをなすものであった。また、1971（昭和 46）年9月の新潟地裁での被害者原告全面勝利の判決は化学企業に対して住民への被害防止の注意義務を負わせるとともに、因果関係の判断において自然科学的な解明までは求めないとする内容をもつものであった。
- 行政による補償・救済措置
 - ・ 新潟水俣病の公式発表後すぐに、新潟大学や県などが沿岸住民の健康調査を行い、水銀中毒患者や水銀保有者に対して、医療手当などの支給、遺族弔慰金、生業資金の貸付、乳児へのミルク代支給を行った。
 - ・ 急性・劇症や感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のメチル水銀中毒の主要な症状がすべてみられる例が典型的な症例ではあるが、以下に述べるように、水俣病にみられる主要な症状がすべて揃っていなくとも、複数の症状の組み合わせが認められたり、単一の症状であってもメチル水銀に起因することが確認されれば「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和 48 年法律第 111 号。以下、公健法という。）において幅広く被害者を救済することとしている。併せて、平成 7 年の政治解決や平成 21 年に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 81 号。以下、特措法という。）においては、公健法における医学的な審査では水俣病へのり患を確認できないが、水俣病にもみられ

る症状を呈する者に対しても一定の救済措置が講じられるなど、水俣病問題の解決に向けた対応が行われてきた。

公健法においては、水俣病であることを判断するにあたって高度の学識と豊富な経験を有する者により構成される認定審査会において審査が行われる。各種認定制度は、一部の社会的価値観や主義・主張に基づくものではなく、公平や公正さを担保するため、医学的な観点が重視されるものである。

2 新潟水俣病被害の概況

(1) 新潟水俣病患者の捉え方

- 1962（昭和 32）年の胎児性水俣病患者の認定、1965（昭和 40）年の新潟県での水俣病患者の発見、1968（昭和 43）年の水俣病に関する政府統一見解等を契機として、患者への補償問題が大きな社会問題となったことから、1969（昭和 44）年 12 月、「公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法」（救済法）が施行され、当面の緊急措置が講じられた。1971（昭和 46）年 9 月河口から鹿瀬地区までが救済法の指定地域となった。水俣病患者の認定は、県知事及び市町が認定して医療費等の支給を行うもので、医学者からなる認定審査会の意見を聞いて行われた。この認定制度や医学的判断は、1974（昭和 49）年 9 月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に引き継がれている。
- 1971（昭和 46）年 8 月、環境庁（現環境省）は事務次官通知で熊本・鹿児島における水俣病と新潟両水俣病の認定基準を統一し、有機水銀に汚染された魚を食べたもので、水俣病症状のうちいずれかの症状が認められ、その症状が明らかに他の原因によるものでなければ水俣病患者であるという判断を示した。いわば水銀の影響を否定できない者は認定することにより、幅広く被害者を救済することとした。新潟水俣病第一次訴訟及び熊本における水俣病第一次訴訟における原告勝訴及び原因企業との補償協定締結等、水俣病問題を取り巻く社会的な背景を受けて、救済を求め、公害認定を申請する者が急増した。1971（昭和 46）年に示した事務次官通知において、「水銀の影響を否定できない者」という概念が医学的に明確でなく、認定申請者の症候について水俣病の判断が困難である事例が増加してきたこともあり、関係県の要望も踏まえ、1977（昭和 52）年 7 月に環境庁（現環境省）は、「水俣病に見られる症状のうち複数の症状の組み合わせが認められるか、曝露や因果関係の観点も含め総合的検討により水銀の影響を否定できないと考えられれば、すべての症状を備えていなくとも公健法において認定できる。」として、各県の認定審査会における適切な医学的な審査に資する基準の明確化を行った。
- 1978（昭和 53）年 7 月には、これまでの通知や環境庁長官の発言等の趣旨、及び前年に示した基準等を改めて周知することにより、関係県における医学的に適切な審査の確保に資する取組が積み重ねられてきた。こうした行政の一連の対応は認定基準の厳格化であり、現に認定される患者数が減ったのではないかとの声の一部にはあるが、これは典型的な症状を有する人の多くは 1977(昭和 52)年までに公健法に認定申請し、認定されているという側面を有しており、こうした批判の声に対し事実関係を的確に把握しておくことが重要である。
- 2004（平成 16）年 10 月 15 日、水俣病関西訴訟で最高裁は国・熊本県・チッソの責

任を認めた。最高裁判決の中で、原告は公健法における水俣病とは別に、大阪高裁が示した独自の判断準拠を採用し、メチル水銀中毒症として原告らの損害賠償請求を認容した。

- ・ 新潟水俣病問題に係る懇談会は、最終提言書(2008. 3. 21)の中で次のように提起している。

本懇談会は、昭和電工(株)鹿瀬工場の排水に汚染された阿賀野川の魚介類(ウグイ属魚類、ニゴイ等)を摂取したことによってメチル水銀に曝露され、水俣病の症状を有する者については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて水俣病と認定されているか否かを問わず、県独自施策の対象者として新潟水俣病患者とする。

この提言は、2008(平成20)年9月に制定された「新潟水俣病地域福祉推進条例」(平成21年4月1日施行)に示されることになった。このような条例は新潟県独自のものであり、新潟水俣病患者の福祉の増進、教育・啓発の推進、地域に及ぼした亀裂の修復などを目的とし施策を進めるものである。

いずれにせよ、水俣病にみられる症状を有する者であっても、水俣病の症状は加齢や水俣病以外の様々な疾患に起因して生ずるものであり、適切な鑑別診断を経ることなく水俣病に起因すると判断することは、治療可能な原因疾患を見逃し、最適な医療を受ける機会を奪いかねないことにもつながることから、地域の住民の医療を適切に確保する観点からも、水俣病認定審査会における医学的に適切な審査を積み重ねていくことがこの問題に当たって何より重要であるということは認識されるべきである。

(2) 認定患者数・総合対策医療事業対象者

◇市町別認定患者数・総合対策医療事業対象者 (2015年12月末日現在)

新潟県資料により作成 (単位:人)

現・旧市町村名		認定数	総合対策医療事業対象者数	現・旧市町村名		認定数	総合対策医療事業対象者数
新潟市	新潟市	328	325	阿賀町	津川町	26	12
	新津市	6	12		鹿瀬町	3	8
	豊栄市	174	143		上川村	3	6
	亀田町	3	2		三川村	25	43
	横越村	18	5	五泉	五泉市	11	35
新発田市	0	2	村松町		0	2	
阿賀野市	水原町	23	47	その他	1	19	
	京ヶ瀬村	2	7	合計	704	1,059	
	笹神村	0	4				
	安田町	81	387				

備考 新潟市の総合対策医療事業対象者数は、旧黒埼町、旧白根市、旧小須戸町、旧西川町、旧味方村、旧湯東村の対象者数を含んだ数。

上記の他に、死亡者で総合対策医療事業対象者と同様の症状があるとして一時金の対象となった人が225名います。

被害者は、阿賀野川沿岸集落、原因企業が位置していた鹿瀬町(現阿賀町)から最下流の新潟市松浜まで広く存在した。

(3) 水俣病の症状

典型的な症例としての神経症状

- ・ 手足の先に行くほど、強く痺れたり疼痛などの感覚が低下したりする「四肢抹消優位」の感覚障害
- ・ 秩序だった手足の運動が出来ない小脳性運動失調
- ・ 言葉がうまく話せない構音障害
- ・ 筒を通して見るように視野の周辺部分が見えない求心性視野狭窄
- ・ その他、中枢性聴力障害、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡障害、振戦など
 - 感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のすべての症状を揃えた症例を、ハンター・ラッセル症候群という。(メチル水銀中毒の典型的症例)
 - 被害者の中には、ハンター・ラッセル症候群ではない非典型例の人も多く、その中には公健法において認定される人もいれば、水俣病特措法等により救済対象となる人もいる。その症状については、外見からは健康な人と見分けが付かない人もいる。
 - 上記の神経症状については、メチル水銀曝露のみに起因して生ずるものではなく、加齢や水俣病以外の様々な疾患に起因して生ずる、非特異的な症状である。このため、適切な鑑別診断を経ることなく安易に水俣病に起因すると判断することは、治療可能な原因疾患を見逃し、最適な医療を受ける機会を奪いかねないことにもつながることから、水俣病にもみられる症状を有する者は水俣病認定審査会において医学的に適切な審査により判断されることが重要である。

(4) 被害者への差別・偏見

新潟水俣病は、有機水銀中毒に伴う様々な身体的な被害を発生させただけではない。ゆったりと豊かに流れていた住民の生活を破壊し、地域の人々の人間関係をも断ち切った。これら、人間関係・社会関係の破壊は、未だ解決されないままに時間が経過してきている。

新潟水俣病の発生が、熊本県での水俣病発生から9年を経っていたのにもかかわらず、発生当初は、原因不明の病気とされたことから、たたり、伝染病などと誤解され、地域の中で孤立した被害者、被害者家族もあった。その後、有機水銀中毒に伴う症状と判明してからも、病気のために仕事をやめさせられる、結婚差別を受けるといった事態があった。病院でさえも、医療差別が行われたことが報告されている。

また、地域で新潟水俣病が発生したことが報道されると、発生地域で漁獲された物だけでなく、水俣病発生地域の人が扱っているというだけで海産物まで売れなくなったり、福島潟、新井郷川の川魚も阿賀野川周辺の魚ということから敬遠され、飼料用に安価で売買されたりするなどの影響を受けた。また、捕っても売れないため、漁獲から遠のき、漁獲高が減少した。また、販売を確保しようということで、いわゆる「水俣隠し」が行われたところもあった。

被害者は、水俣病の様々な症状を抱え、苦しくなる生活の中で、国による原因究明の結論がなかなか出なかったことや昭和電工が「国の結論が出てもこれに従わない」と公表したことなどから、1967(昭和42)年6月12日、一部の被害者は、昭和電工を相手取って損害賠償を求め裁判を起こした。裁判をめぐっては補償金を受け取るこ

とになることから、「金銭目的」「金欲しさのニセ患者」だと中傷されたり、家屋の改築を行えば「補償金で水俣御殿を建てた」というような羨望・ねたみを受けたりすることがあった。

こうして新潟水俣病は、健康被害を与えただけではなく、地域住民の相互関係を喪失させ、人々の間に埋めがたい深い溝を生み出した。

このような差別・中傷・偏見の事例については、関礼子氏（立教大学教授 環境社会学）の報告をもとに、整理したものが次の表である。

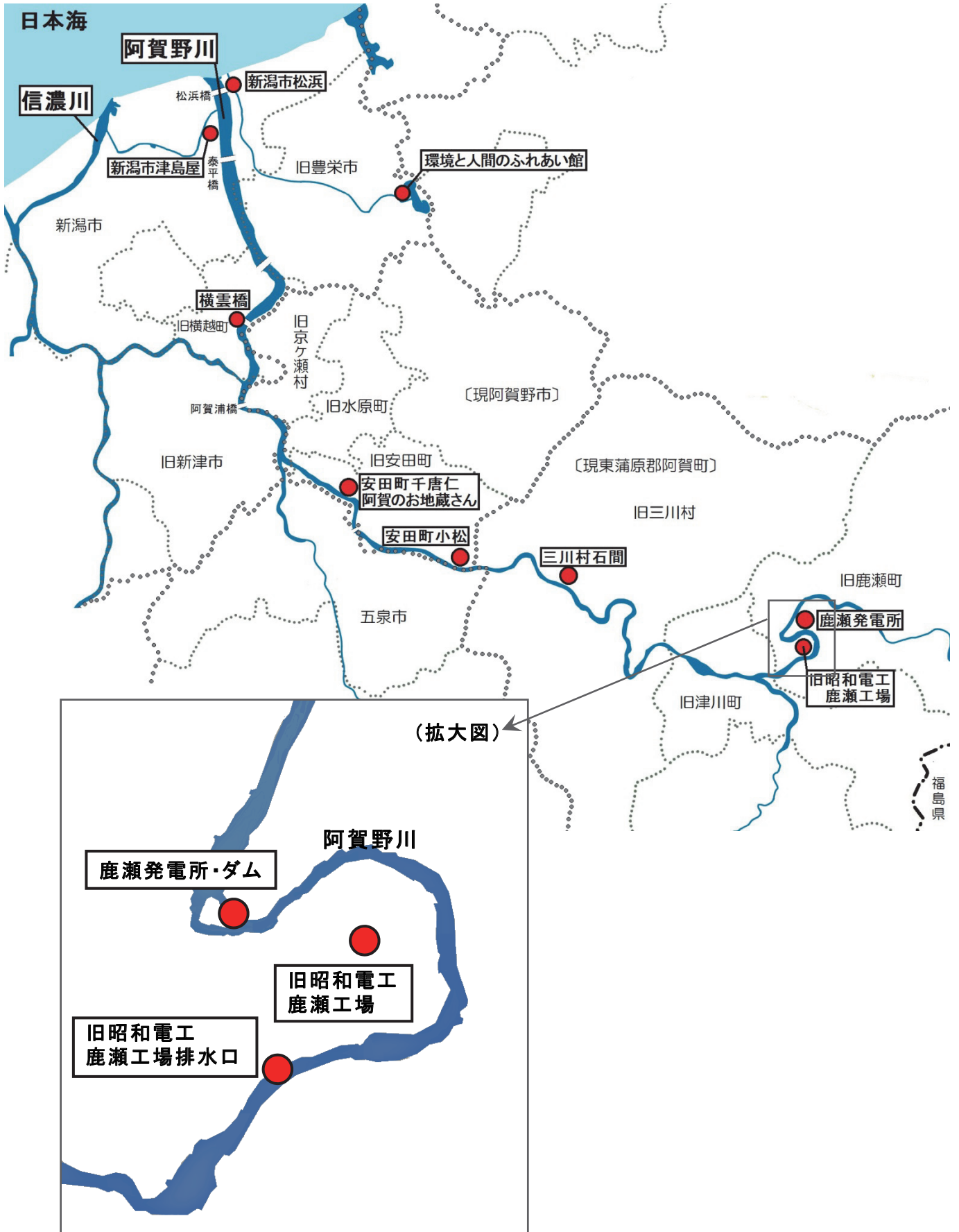
項目	差別事象	出典
病気	<ul style="list-style-type: none"> 患者の家では昼間は(患者の)おしめすら干せず家中を閉め切った。 原因が不明であったことから、「たたり」「伝染病」と誤解された。また、地域から孤立した。(発生当初) 「水俣」というと、部落では変な目で見られる。 怠け者といわれる。 水俣なんてうそも方便といわれる。 水俣病の割りに元気だね・・・といわれる。 いったいどこが悪りゃえん・・・といわれた。 	<p>『未来へ語りついで』</p> <p>H19.7.23 懇談会 H19.9.05 関資料</p>
就職・就業	<ul style="list-style-type: none"> 体の不自由さは、仕事を奪った。仕事が満足にできなくなったために、職を失ったり別な仕事にかわらなければならなかったりしたことは悔しいことだった。 病気のために仕事をやめさせられる。 子どもの就職や縁談で差別を受ける。 就職できない。 水俣病のことが分かったら首になる・・・。 	『新潟水俣病のあらまし』
	<ul style="list-style-type: none"> 「おい、水俣がきたぜ、ミナだ、ミナだ。」 「就職もできないのか。」 	『いっち うんめい水らった』
	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟に加わることが会社に知られると、神奈川、群馬、長野と次々に転勤を命じられた。なれない重労働に耐えた。 	H19.6.13 サンケイ新聞
結婚	<ul style="list-style-type: none"> 患者の家には、嫁にやっちゃだめだ。孫の代までたたられる。 自分が患者であるために、子どもの結婚話を断られる。 患者の家には、嫁や婿をやってはならぬ。孫の代までたたる。 子どもの就職や縁談で差別を受ける。 	『未来へ語りついで』
	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病になると結婚がだめになる 	語り部
	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病というと、嫁がきてくれない。 	H19.7.23 懇談会
金銭的な羨望・妬み	<ul style="list-style-type: none"> あそこの家は、病人をだして金儲けをしている。 ニセ患者が、金欲しさに裁判を起こしている。 「健康な体を返してほしい」という訴えは、「金目当て」と誤解された。 あけましてご不幸でござる。うそつきやろう にせものやろう 松浜のハジサラシヤロウ 死ねばじごくだ(誹謗のはがき) 大変だ 大変だ やばこいて、にせ者が 本物になるなんて良心があるのか あの家は、水俣御殿を建てた。水俣財閥だ 金目当てにしている。 	『未来へ語りついで』

金銭的な羨望・妬み	<ul style="list-style-type: none"> 大きな農家なのにまだ金が欲しいのか 寝てても銭が入っていいね・・といわれる。 普段は、仲がよい人でもお金が絡むと態度が変わる。 人がお金をもらうのに応援などできるか・・・といわれた。 水俣病に認定されたから仕事をやめたんだろうといわれた。 金欲しさに、申請をしているといわれた。 	H19.9.05 関資料
	<ul style="list-style-type: none"> 補償金を受け取ることへの妬みからか、認定者に対しての誹謗 金銭目的、ニセ患者と誹謗される。補償金で水俣御殿を建てる。 	H4.2.26 毎日新聞
	<ul style="list-style-type: none"> 救済を求めた裁判をめぐっては、補償金を受けるのに際して ⇒差別や抽象を恐れて「水俣かくし」も・・・ 補償金欲しさに水俣病患者のふりをしている。 何かやると「金儲け」といわれる。 報道されると「金儲け」と言われる。 裁判に参加すると、「金儲け」と言われる。 	『新潟水俣病のあらまし』
	<ul style="list-style-type: none"> 手間と金を使って活動しても、いやなことを言われる。 テレビに出ると「陰口」を言われる。 未認定患者である限り「ニセ患者」と差別を受け続ける。 	H19.7.23 懇談会 H19.6.14 懇談会
病気のつらさ	<ul style="list-style-type: none"> 病気なのにどうしてあんなに元気なのかと言われる。(外からは分からない病気のつらさがある。) 	H19.9.05 関資料
その他	<ul style="list-style-type: none"> テレビに出ては見場が悪い・・・と言われる。 嫌がらせのはがきや電話を受けている。 病院で、ニセ患者扱いをされた。 	H19.9.05 関資料

(参考)

新潟水俣病未認定患者統計調査・ケースレポートにより関礼子作成資料－抜書き(立教大学教授 2007.9.05)、『未来へ語りついで』(新潟県 2002.3)、「新潟水俣病 今問われるもの 第2次訴訟判決を前に」(毎日新聞 1992.2.26)、『新潟水俣病のあらまし』(新潟県 2002.3)、『いっち うんめい 水らった』(新潟水俣病聞き書き集制作委員会 2003)、懇談会での新潟水俣病患者(被害者)のことば(於 ;環境と人間のふれあい館 2007.5.23)などをもとに作成。

3 新潟水俣病関連地図



4 水俣病救済対策

(1) 水俣病の認定制度（「公害健康被害の補償等に関する法律」による救済）

1967（昭和42）年頃から訴訟により損害賠償を求める動きが活発になった。

このような状況の中で、同年7月に「公害対策基本法」が制定（8月3日公布）され、健康被害を未然に防止する施策の確立がうたわれ、その後、1969（昭和44）年12月15日に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布された。

新潟水俣病においては、同年12月20日、同法に基づき阿賀野川下流域一帯が公害指定地域に指定され、1970（昭和45）2月には、県と新潟市合同の「新潟県・新潟市公害被害者認定審査会」が設置され、法律による認定制度がスタートした。

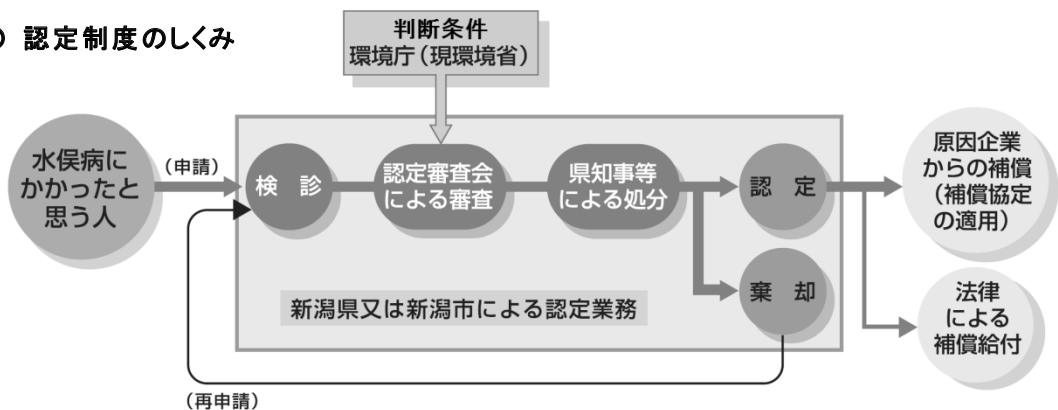
その後、1974（昭和49）年には「公害健康被害補償法」（1987（昭和62）年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更）が施行され、法に基づく被害者の認定、補償が行われるようになり、現在も同法に基づき被害者の認定が行われている。

この法律では、本人申請に基づき、県又は市による検診（医学的検査）や認定審査会の医学的審査を経て、知事又は市長がその疾病に係る認定処分を行い、認定された人に対しては医療費や生涯補償費の支給が行われる。ただし、新潟水俣病に関しては、原因企業（昭和電工）と患者団体等の中で締結された補償が法律に基づく補償よりも手厚い内容であるため、認定を受けた人には昭和電工から、直接、補償費等が支給されている。

認定申請件数は、新潟水俣病について補償協定が締結された1973（昭和48）年にピークに達し、その後は減少の一途をたどり、1988（昭和63）年から2004（平成16）年までは14件であったが、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決を契機に2005（平成17）年以降増加した。また、認定された人は、1972（昭和47）年に年間228人と急増した後減少し、1985（昭和60）年以降は、14人となっている。

2015（平成27）年12月31日現在、新潟水俣病の認定申請をした人は延べ2,568人になり、704人（うち生存者168人）が水俣病と認定されている。

○ 認定制度のしくみ



(2) 水俣病総合対策事業

水俣病については法律に基づく患者の認定が行われてきたが、その発生地域において水俣病と関連する健康上の不安が訴えられ、さらに、各種訴訟が起こされるなど、水俣病問題は大きな社会問題となっていた。

このような状況の中、環境庁（現環境省）は1991（平成3）年11月の中央公害対策審議会答申を受け、水俣病の総合的な対策に取り組んだ。

また、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられた。

さらに、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決後、新たに多くの人が救済を求めて認定申請をしたり、損害賠償請求訴訟が提起されたことを受け、2009（平成21）年7月から特措法が施行された。特措法に基づく給付は、2010（平成22）年5月から2012（平成24）年7月31日まで申請の受付が行われ、多くのがた人が救済対象となり、水俣病対策において大きな前進となった。

（3）新潟水俣病地域福祉推進条例

新潟県では、「新潟水俣病問題に係る懇談会」の最終提言書を受け、新潟水俣病対策をより積極的に推進するため、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を2008（平成20）年10月に制定し、2009（平成21）年4月に施行した。条例は、公害の犠牲者である新潟水俣病で被害にあった方を社会全体で支えるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すために定められた。

県では、この条例に基づいて患者の方々の保健福祉、新潟水俣病についての教育・啓発、地域社会の再生などの取組を進めるとともに、学識経験者や患者団体を構成する「新潟水俣病施策推進審議会」を設置して県が行った施策の評価・検証し、その意見を県の施策に反映することとしている。

新潟水俣病地域福祉推進条例

県では、この条例に基づき、新潟水俣病患者の福祉の増進、理解を深め偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的とした次の施策を進めており、新潟水俣病患者の皆さんを含め、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指しています。

この条例による 新潟水俣病患者とは

阿賀野川のメチル水銀に汚染された魚をたくさん食べたことにより、水俣病に見られる一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。

1 保健福祉施策

- ・新潟水俣病患者に新潟水俣病福祉手当を支給します。
- ・阿賀野川流域市町村と連携して、新潟水俣病相談窓口の設置や保健師による患者訪問を行います。
- ・新潟水俣病患者のケアにつながるハンドブックを作成して様々な場面で活用します。

2 教育・啓発の推進

- ・新潟水俣病の経験や教訓を将来に伝える教育の推進、啓発活動の充実を図ります。
- ・環境と人間のふれあい館を教育・啓発の情報発信拠点として、水俣病学習を推進します。

3 地域社会の再生・融和の促進

- ・阿賀野川流域フィールドミュージアム事業により地域の住民の方々と一緒に、流域の環境資源等を活用した環境学習やイベントを実施します。
- ・取組を情報誌「阿賀野川え〜とこだより」やホームページ・ブログなどで広く情報発信します。